【商品概要説明書】

横浜信用金庫

勤労者財産形成貯蓄（一般財形）

（令和６年８月１日現在）

１．商品名	勤労者財産形成貯蓄（一般財形）
２．販売対象	・勤労者である個人（加入時の年齢制限はありません）
３．期　間	・3 年以上定期的に積み立てること。 （年１回以上、定期的に預入することが必要。）
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・給与または賞与からの天引きによる。 ・預入毎に期日指定定期預金を作成します。 ・１，０００円以上 ・１，０００円
５．払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。 ・一部支払いも可能な場合がございます。
６．利　息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	 ・各積立預入時の当金庫所定の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で、１年毎の複利計算。
７．税　金	・利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
８．手数料	―――
９．付加できる特約事項	―――
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入された各期日指定定期預金毎に預入期間に応じた裏面の中途解約利率によって、預入日から解約日の前日までの日数により１年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
11．金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。
12．リスクに関する事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。

このまちの未来をともにつくる
横浜信用金庫

13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120 - 828 - 833）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045 - 211 - 7716）、東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 5524 - 5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・お一人様で複数契約ができます。預入限度額はありません。

【中途解約利率一覧】

預入期間	
６か月未満	解約日における 普通預金の利率
６か月以上 １年未満	２年以上利率×４０％
１年以上 １年６か月未満	２年以上利率×５０％
１年６か月以上 ２年未満	２年以上利率×６０％
２年以上 ２年６か月未満	２年以上利率×７０％
２年６か月以上 ３年未満	２年以上利率×９０％